

京都家庭裁判所委員会（第16回）議事概要

1 日時

平成23年5月26日（木）午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室（仮庁舎2階）

3 出席者推薦

（委員）

梶山玉香，金木秀文，駒木根徹，田中泰子，直野信之，苗村和喜，二本松利忠，野中百合子，浜田昭，藤原重美，松井芳子，吉田眞佐子
（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

小野木家事部総括裁判官，有田首席家庭裁判所調査官，山田家事首席書記官，松尾少年首席書記官，中澤次席家庭裁判所調査官，中川次席家庭裁判所調査官，池之上総括主任家庭裁判所調査官，田中少年訟廷管理官，高橋家事訟廷管理官，長谷川事務局長，秋田事務局次長，石川事務局総務課長，西事務局総務課課長補佐，大浦事務局総務課庶務係長

4 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

(1) リーフレットの作成，案内表示の設置及び利用者アンケート結果についての報告

(2) 「少年法改正の経過」，「少年事件数の動向」，「国民の理解の現状」及び「これまでの家庭裁判所の取組」などについての紹介

(3) ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴

(4) 意見交換

ア テーマ

(ア) 国民や社会は、家庭裁判所の少年審判や少年に対する処遇をどのように捉え、どのように評価しているか。

(イ) 社会の変化を踏まえて、非行防止と少年の健全育成を趣旨とする少年法及び少年審判手続に対する理解を得るため、家庭裁判所は、情報発信を含め、どのような働き掛けをするのがよいか。

イ 内容

◎ 第1点目は、国民や社会は家庭裁判所の少年審判や少年に対する処遇をどのようにとらえ、どのように評価しているのかという点について御意見を承りたい。

また、第2点目では、第1点目を前提として、家庭裁判所のやっていることは社会からどのように見られているのか、あるいは少年法の理念等について、社会はどう受けとめているのか、社会の変化を踏まえ、非行防止と少年の健全育成を趣旨とする少年法及び少年審判手続に対する理解を得るため、情報発信を含め、家庭裁判所はどのような働き掛けをするのがよいか、裁判所としても、もし社会と溝があるようであれば、その溝を埋めるためにどういうことにこれから取り組んでいけばよいかという点について御意見を承りたい。

○ 第2点目の「情報発信を含め」について、私は26年保護司をしており、審判の中身はわかって、少年事件も数多く扱ってきた。裁判所の取組で関係機関に対する広報活動を中学校などに出向かされている事を、今ビデオを見て知った。調査官が家庭訪問されたり、学校に行かれていることも、全く知らず、勉強不足であった。実質、保護観察を担当している者がこういうことを知っていたほうが良いのではと感じた。できれば保護司会にもお知らせいただければと思う。

○ 昨年、左京区保護司会の全保護司の6割程度が家庭裁判所を見学したが、みんな大変感銘を受け、非常に評判がよかった。裏を返せば、勉

強していない。保護司でありながら、家庭裁判所の少年審判が何たるかということに全然勉強してなかったのだらうと思う。だから、やはりもっと勉強をする必要がある。保護司は、一番近いところにいながらわかってないわけであるから、そのほかの方は推して知るべしだと思われるので、事あるごとに人を集めて、家庭裁判所が何をやっているかということを知らせたほうが良いと思う。もう1点は、マスコミも興味半分には取り上げるが、少年事件についてはほとんど匿名で、少年の将来を考えて、配慮していると思う。逆に言えば、マスコミは、具体的な事案の中身がぼやけたままで、ショッキングな話ばかりを追求するので、そういうギャップがあると思う。少年事件については特にそういうギャップが起こり得ると思うので、私が考えるのは、犯罪の、非行の事案を類型化して、皆さんにきちっと伝えるという整理をしないと、マスコミの興味本位の取り上げに引きずられて、犯罪そのものは減っていても、増えていると思っている人が大半だという誤解が生まれる。私はそういったマスコミの取り上げ方が非常にいびつだからではないかと思う。

◎ 保護司の家裁見学とか、保護司から手続を説明してほしいという申出があ

れば、裁判所としてもいくらでも御協力させていただいているが、さらに、裁判所はもっと打って出た方が良いか。ただ、保護観察所を通さずに裁判所が保護司に御説明するというのも、なかなかやりにくいところではあるが、左京区の保護司会の方は昨年お見えになった、そのほかの保護司会についても、御要望があれば対応したい。

それと、御指摘のあった少年非行の実態と、社会一般の受け止め方が違っている面があるのではないかということに関してマスコミ報道の話も出たが、その点についてはいかがか。

○ ギャップをどう見るかというのが非常に難しい点だと思うが、一つは法改正によって厳罰化されたことの影響があるのか、それから凶悪犯といった場合の犯罪の中身について、統計を見ると、終戦直後は非常に少年犯罪も一般の刑法犯も多いが、それは多くが貧困ゆえではないかと思われる。今が、その貧困を理由とした少年犯罪なのかどうかとか、より現代性というか、貧困でもない、家庭も中流、もしくは非常にきちっとした家庭で、意外な少年犯罪が起こっているのかどうかとか、これは非常にイメージ的なものであり、なかなか判断を下せないと思う。もう一つはメディアの影響がどうなのかという、先ほど言われた少年人口の減少の問題もあるかもしれないが、その点、裁判所はどう見ているのかということをお聞きしたい。

◎ 結局、メディアが大きく扱うというのは、いわゆる普通の家庭で突然重大犯罪が起きた、いきなり型非行というもので、やはり社会がどうして非行を犯したのだらうと、不安に思っているという面があって、大きく取り上げたり、あるいは社会自身が原因がわからない、動機がわからないということで不安に思ってしまうから、非行が増えているのではないかというようなイメージにつながっているのではないかという点についてはどうか。

● 京都の事件を見ると、万引き、自転車盗とか横領、そしてバイク盗という、大体この3種類が非常に多い。警察も万引きや自転車盗といった比較的軽微な事案であるいわゆる初発型非行が多いという指摘をしており、実務についている我々もそうかなという感覚を持っている。そして、報道結果から見ても、大阪とか兵庫とかに比べ、京都は、いわゆる凶悪事件はあまり多くないと思っている。

ところで、そのいきなり型非行のようなものをどう見ていくかということについては、裁判所の研修所で研究、刊行された重大事件の実証的

研究では、現実的にはいきなり重大事件を起こす前に、前駆的な行動とか、いわゆる症状というものがあるのだという指摘がされている。平たい言い方をしてしまうと、少年のやった行動について、実は見ている我々大人が理解できない、そのギャップにあるのではないかという見方がある。例えば、携帯電話を使った非行が増えているが、少年に聞くと、「ブラインドで携帯電話を操作するのは簡単だ。」と言う。我々大人からすると、ブラインドでは打てないだろうという思い込みもあるし、わかりにくさもあるしという我々がなかなかイメージできないこと、何か難しそうで、すぐには理解できないことのギャップがいきなり型非行を作り上げているのではないかと思う。

- 実は数の関係では、殺人事件を見ると、少年による殺人事件というのが、これは司法統計ではあるが、昭和30年代の後半には380件程度であったのが、平成21年は、39件になっている。数字的には10分の1程度になっており、現実的には殺人事件で少年の被害者になった方というのは極めて少ない。ある意味では日本は奇跡的に少ない。やはりこの青年期というか、10代というのは非常にエネルギーが高く、また心情的に不安定だというようなことで、生理学的な観点からすると、暴力的な犯罪といったものが多く出現するというのが当然考えられるが、現在、日本においては極めて少ない。特に凶悪犯というのは、凶悪犯の中でも最たる殺人を見ると、極めて少ないということが言えるわけで、実際の事件を見ると、実は家族を殺害するというものが、この中での割合が多い。そういったケースを分析していると、やはり非常に特殊な心理状態とか、何らかの障害とか、そういったものがベースになっている事件が多く、そういった意味において、まさに路上で突然人を殺してしまうとか、あるいは強盗して人を殺すとか、そういうのは日本では極めて少ないというのが実情なのではないか。

- ◎ 先ほどの中川次席家庭裁判所調査官の説明にあったように、いきなり型非行というように社会がとらえて、少年がどうしてそういう非行をしたのかということがわかりにくいため、余計に不安を感じるという意味では、少年についての社会の理解も、そのギャップが生じているのではないかということも一因だろうと考える。
- どうしてもマスコミで報道されるのは凶悪犯罪のような典型的なケースであり、そのあたりのイメージがずっと残っている中で御指摘されたことがあるのかなとは思いますが、実際、こういったデータを発表されるときに、例えば大きく何パーセント減少しているという発表ではなく、細かいケース別の数字を発表していただくと結構実態が見えてくる気がする。
- 今、御説明をいただくと、なるほどというように思うが、メディア側からすると、例えば万引きとかバイク盗とか、これは一般成年の場合も同じだが、そういうものはまず記事にはならない。少年の特異な事件ほど記事になると、しかもよく理由がわからず、あるいは家庭の中で孤立感を持った少年、それもかなりの年少というか、14歳、15歳ぐらいの少年が兄弟や親を殺害したと、そういうものについてはニュース性というか、非常にインパクトが強い。だからそれは報道する。すると、印象としては非常に強く、国民に残ると思う。だから、マスコミが悪いのではないかという話になるが、やはりそれが一つの時代性を表していることであり、メディアとしてはその時代性をとらえていかざるを得ないし、それがニュースであると、立場的に思う。そのギャップをどう埋めるかというのは、これからの話かなというように思う。
- 少年事件の付添人として被害者の方にいろいろとお話に行くときに、結構、少年だからということで被害者の方が非常に寛大であると感じることが多い。特に非行少年と同じぐらいの年代の子を持っている親御さ

んとか、あるいは孫がいるとかいう方は自分の子もいつ加害者になるかわからないのでと、弁償金を受け取らない方もおられる。これからの少年の立ち直りを期待したいということをお願いすることも多い。だから、そういう意味ではマスコミで取り上げられているショッキングな事件について凶悪化しているというイメージを持っていても、実際、皆さんと話をする、被害者の方と話をする、そうではなく、少年法の理念はよく理解されているし、実感として自分たちもそうやって育ってきたんだからとか、あるいは子供や孫がいるからということで、皆さんはそういうことを理解されているのではないかと思う。ただ、マスコミに出てこられる方たちの言われることがショッキングというか、過激なことを言ったり、何か保護者がもっと顔を出すべきだとか、少年の名前も報道したらいいとかいうように、少し言い方が激しいと思うことがある。だから家庭裁判所としては、もっと普通の事件で少年がこんなふうに気づいたり立ち直っていくんだということをぜひとも報道機関にも言っていただきたいし、あるいはコラムなどの形でこんな事件でというのをもっと裁判所も発信していただきたい。京都も再犯、再非行の少年が多いということだが、自転車盗や占有離脱物横領が非常に多く、ただ多いとか少ないとか言うのではなく、その原因や中身も、もうちょっと詳しく説明していただいたら、決してそんなに凶悪化していないし、増えているわけでもなく、人口比率も高いということだが、激しいものが多いわけではないことがわかるのではないかと思う。

- ◎ 現実に被害者の方々と接してそのように感じておられるということだが、アンケート結果にはどうしてそのようには出ないのか。例えば裁判員裁判を導入するときに、いろいろ量刑に関する意識調査をしたときに、少年については厳罰化、むしろ少年だから重く処罰すべきだという意見が多かったという。ああいう結果を見ると、少年事件を担当している

我々としては非常にショッキングな回答だったわけだが、その点はどうか考えられるのか。

○ 具体的に被害者といっても、重大事件の場合には、いろいろな思いがあると思うが、少年側の付添人として少年の気持ちや反省などの話しをする中でたぶん被害者の方も理解されるのだと思う。であるから、アンケートに答えられる方は、一般的な情報として、少年が鑑別所でどう考えているかとか、家庭環境がどうか、そういう点はあまり斟酌してない。とにかく重大事件のことしかイメージとしては持っておられないのではないかという気がする。報道はなかなか難しいということだが、家庭裁判所からもっと普通というか、数多くの普通の事件の情報を発信してほしい。それはもう家庭裁判所にしかできず、私たちも鑑別所に入った子にしか付添人としてつくことはほとんどないわけで、もっと軽い段階で子供たちが立ち直ってきているということの情報も発信していただきたいと思う。

○ 実感として保護者などで話をするときには、例えば非行をしている子供でもふだんから見知っている子供であり、かなり寛大という印象を受ける。ただ、アンケートとかになると、自分たちの全く知らない子供というようなことをイメージするので、一般的には厳罰にしたほうが良いだろうとなるが、自分が小さいときからよく知って、生活状況も親も全部知っているというような子供とかに関してはそのような感情は恐らく抱かないのだろうと思う。だから、被害者の方と話をすればというような発言というのは非常に納得できるところだ。そういった状況の中で学校というのが一つの大きな受け皿というような気がするけれども、学校の中で家庭裁判所での処遇などというのは、ほとんど認知されていないというのが実感であり、保護者間でも、少し悪いことをしたという程度のことなら、もう少しこうすれば良いという話になるが、警察沙汰に

なっただけと言った瞬間に、これはもう別世界の話だというような印象を持つ方が大半というような印象を受ける。裁判所はいろいろなところに出かけて話をされていると伺ったが、特に中学校というのは一番初めの自転車を盗んだりとか、バイクを盗んだりとかというようなことが一番多いところで、しかも、そういうことをした少年がもう一回帰っていく場所であるので、そこでの理解をより得られるためには、少年が別世界に行ってしまったわけではないということを、家庭裁判所に講演していただければ良かったと思っている。

- 例えば、市の中学校では、全国的にも歴史が古いと言われている補導連絡協議会がある。そこは、定期的に会合を持っており、その会合に裁判所から、主任家庭裁判所調査官一人を派遣している。具体的に裁判所にできることとできないことがあり、先生方が誤解されていることも当然あるかと思うが、そういった点について、こちらから話をしたり、場合によってはその後どういう連携をとっていくのかとかいうような話もしている。実際の動きとしては、身柄を拘束されるような事件を起こした中学生の場合、我々家庭裁判所調査官は、原則として、中学校に出かけている。それにより、先生方にも家裁の手続を理解していただきたいし、家裁と学校がどういう協力ができるのか、どういうことが一緒にやれるのかということもその場で話をさせていただく、あるいは裁判官が行う審判の場に先生に来ていただいて、実際に審判を見ていただく、そしてその子がどういう反省の態度を示しているというのを具体的に先生方も承知していただいて、学校に引き取っていただくというようなこともしている。ただ、学校に我々が行くといっても、全ての事件で行っているのかというと、それはなかなか難しく、そのあたりがまだ力不足なのかなとは思っているが、できる限りそういった連携をとらなければという趣旨で取り組んでいる。

- 数年前まで大学で法学を教えていたが、学生の中には、少年審判や少年法の理念どころか、民事裁判と刑事裁判の区別もわからない人がいた。たまたま司法制度改革で法曹三者という言葉が報じられていた時期に、ショートテストで法曹三者とは何ですかと尋ねたところ、法然と親鸞と道元だという答えが出てきたりする。今、法教育ということが論じられているが、小学生、中学生の段階から教育をきちんとしたほうが良いのではないか。例えば裁判所見学というようなプログラムを希望する学校に実践し、そういうことが可能だということをウェブサイトで裁判所から広報をしていただいたらどうか。高等学校の社会科の授業は公民の課目が必修ではないので、小学校、中学校の知識のまま、裁判制度とか市民生活に伴う権利や義務ということについて学ぶ機会が少ないように思う。そういう意味でも法教育を充実させたほうがいいし、学校や様々な団体からの要望に応えるという形で裁判所ができることもあると思う。広報誌や良いパンフレットも作られているので、裁判所がどういう要望に応えられるか情報を発信していただいたら良いのではないかと考えている。
- ◎ 積極的にもっと外に出て、何も少年審判の手続だけではなく、およそ家庭裁判所の行っていることについて、もっと積極的に法教育の場を作っていったほうが良いという御意見もあったが、どうか。
- どこまで出て行けるかというのもあるが、当面、裁判所にお声をかけていただきましたら、裁判所の施設を見学していただくとともに、裁判事務を担当しております職員から説明をさせていただくなどして、理解を広めていくということができないのではないかと考えている。
- ◎ 京都弁護士会では法教育に熱心に取り組まれていると聞いているが、どうか。
- 講師派遣なども積極的に行っている。また、地方裁判所には法廷傍聴

に引率している。家庭裁判所は心理学や心理の面も非常に研究しており、実証的研究という本も出されているが、それが一般市民にはなかなかアクセスできない。今日見たビデオも非常にわかりやすく、ちょっと見ていたら「じん」とするような感じで、面会交流のDVDについても何回も事件の関係で見させていただいたが、子供の心情を考えると、いつも「じん」とくる。非常に人の心を動かすような、あるいは核心をついた知識や情報を持っておられる。これは国民の財産だと思うが、なかなか家庭裁判所は謙虚というか、余りこんなことを知っているとか、どうですかということを押つけてこられないというか、言われたい。押しつけられても人間は変わらないとは思いますが、国民の財産がいっぱいあるのだから、ぜひとも皆さんが利用できるように、どうですかという形で提供していただきたい。以前、弁護士会の委員会で見たかったので、少年事件の保護者会の状況のDVDを貸していただけませんかとお願ひしたら、「だめです。」と言われた。職員の方が出ておられたのでだめだったのかもしれないが、家庭裁判所の持つておられる知識や財産をもっと一般市民が利用しやすいようにしていただけたらと思う。私たちがいくら依頼者に言ってもわかってもらえなかったことが、裁判所のDVDを見ただけでわかったと言われたりするのだから、ぜひ活用できるようにしていただきたいと思う。

- 情報発信の在り方について、漫画で「家裁の人」というのがあった。ポピュリズムに走るといわけではないのだが、かなり家庭裁判所はどういうものなのか、あるいは家裁調査官、裁判官はどんなことをやっているのかということを知らしめたと思う。少年審判というのはわかりにくいので、お金をかけてそういうドラマを作るとか、映画を作るといのも、なきにしもあらずとは思。通常の刑事裁判のように対審でやり合っというのは非常にストレートに入ってくるが、だからといって推

理小説風にはなかなかできないし、むしろどちらかというところ、その少年の更生のプロセスみたいなものをヒューマンドラマに仕立てれば何とかかなというふうな気がする。しかし、それを京都家裁がやるかやらないかというところ、非常に現実的ではないので、やはり地道に学校であるとか、あるいはいろんな企業のセミナーであるとか、PTAの会であるとかというところに地道に出ていかれて、話を聞いていただくというのが一番現実的かと思う。マスコミも取り上げないということはないと思うし、むしろ凶悪事件だけを報道するのがマスコミの使命でもない。少年がいかに関心の方、あるいは家庭によって更生していくかということも十分ニュースに値することだと思う。

- ◎ マスコミの方からこのような御意見を賜ると本当に勇気百倍で、元気が出ると思う。
- 京都家庭裁判所だけで映画等を作るというのは少し難しいのかなと思っている。ただ、できる限り積極的な広報をして、皆さんに少年法のことでも知っていただくという意味では、裁判所としても努力していきたい。
- ◎ 調査官として、裁判所の持っているいろいろな知見、例えば、どういう事件について、どうしてそういう非行を犯すようになったのか、その少年はどのようにして立ち直っていったのか、そのためには何が必要なのかという点などを社会に還元する方法は何が考えられるか。
- 十数年前に実証的研究に携わったが、まさに還元というか、市民の皆さんに何をどのように届けていくのかということについて、膨大な記録の中から数十ページのものにまとめた。やはり、まさに皆さんが何を求めて、どういった情報を提供するのがいいのだろうかというのは、相当考えながらつくっていったというのを思い出すが、我々は確かにたくさんの少年非行に関して相当幅広い、さまざまな経験の蓄積がある。そういう意味においては、実証的研究もそうだが、子供の教育とか養育とか

を考えていく上で本当に役に立つものを提供していきたいと思っている。実証的研究については、その後もいくつかシリーズで出しているところであり、虐待関係のものも研修所でまとめたものがある。現在もそういった作業をやっているとは聞いているので、少しずつではあるが、確実に家庭裁判所全体として考えていることを提供させていただきたいと思っている。

○ 事件の統計的なものを発表していただくというのはもちろん必要であり、非常に役に立つと思うので積極的に行っていただきたいが、重大事件のときにどうしても個別事件についての原因や背景をマスコミに発表されて報道されると、私たちもそこまでプライバシーが暴かれて良いのかと感じてしまうことがある。少年は社会に戻っていくわけであり、その保護者や周りの人たちのこともあるので、やはり少年法の理念からいっても、最近、家庭裁判所が発表される内容についてはどうなのかなと疑問に思うことがある。重大事件の背景が知りたいという市民の声とかもあると思うが、少年のプライバシーとの関係でどうなのかと、だからもっとこの事件についてはそこまで何も言えないけれども、もっと多くの何十件もの、何百件もの事件としてこういう傾向があるというような形でやってもらったほうが良いのではないかと考えている。

◎ 裁判所が比較的社会の注目を集めるような事件については決定要旨をマスコミに交付することについて、かなりプライバシーに相当踏み込んだことも裁判所は外に出しているのではないか、それは問題ではないかという御指摘になるわけであろうが、その点については、どうか。

● 確かに少年のプライバシーという点は大きな問題である。他方、国民の側にとっては重大事件が、どのような結末になったのかを知りたいという願望も強いのではないかなと考えている。かつては逮捕された段階で、大体報道がとまっていたという時代もあったが、最近では裁判所でど

ういう形で決着を経たのか、そこまで知りたいという傾向があり、報道対応についても、以前に比べて、判決要旨だとか、あるいは少年事件の決定要旨の交付のリクエストが多くなっている。裁判所においては少年の更生・改善ということが念頭にあるので、プライバシーに配慮し、骨子、要旨という形で、骨の部分だけを極力簡単なものにして、かつ、わかりやすいものにして、裁判事務とは離れた司法行政を担当する部署において要旨を作り、交付している。一切、交付するなというのもなかなか難しいところあり、かといってありのまま全部をオープンにできるかということ、そこは少年の更生・改善ということもあり、苦慮しているところであるが、社会のニーズに応じていくということも裁判所の使命であり、そのあたりはマスコミの要請を受けながら最も適切なものは何かというニーズを考えながら対応していきたいと思っている。

- 決定要旨というのは、司法行政の総務課で作成するのか。
- 主として所長において作成している。
- ◎ 以前は一切オープンにしなかった。そうすると、マスコミ報道が過熱化して、憶測の記事とか、いろいろなところに取材に行って記事を書くということ、家庭裁判所にマスコミ関係者が多数来るということ、裁判所も社会の注目を受けるような事件についてはどういう対応をしたのかをきちんと説明をする責任があるだろうということ、マスコミ報道の過熱による混乱のないようにということ、もう一つは正確に記事を書いていただきたいということで決定要旨を司法行政サイドで作っている。したがって、事件の担当裁判官が決定した後、それをプライバシーに配慮して、非常に要約し、マスコミの方々に交付する。それで最近少年事件についての報道が正確に、なおかつ冷静になってきているのではないかと。マスコミによっては全文そのまま掲載されるところもあり、それはいかなものかという気もしないでもないが、ただ、いずれにしても裁

判所側としては特に少年の家庭環境等のプライバシーにかかわるところはできるだけ簡略化というか、家庭環境等も踏まえてこれこれの処分をしたという程度におさめるようにしているつもりではある。ただ、事件の中身によっては、もう少し説明しないとわからないというときには、詳しく説明を加えることはあるが、いずれにしてもプライバシーの問題は家庭裁判所としては、少年事件については非常に神経質に配慮をしているつもりであり、決定要旨を配布するメリット、あるいは目的を御考慮の上、その点は御理解をいただきたいと思っている。

- 家裁の知見をというのは本当にもっと一般の市民に還元していただけたら良いと思っているが、例えば少年鑑別所では教育相談の窓口というのを設けておられ、こういったものは広く知られると、もっと利用されると思う。子供が何か悪いことをし始めたときにどこに相談すればいいのかというようなところがよくわからない。教育相談の窓口を設け、どっと押し寄せると業務が大変になるが、例えば、教員だけを対象にするような形で、障害児教育などのときには、最近普通学級にいる子供も特別支援の対象になったりしているので、特別支援学校で窓口が設けられていて、先生がどのように指導すれば良いか聞きに行く制度があるが、それに似たような形で自分のところの学校で何か問題が起きたときに、どのように対応すれば良いというのを教員も迷っているところがあるかと思うので、毎日開く必要はないと思うが、そういう教師の人を対象にした個別案件に関する教育相談窓口というのを、そういうものを設けていただいたら非常に活用されるのではないかという気がする。あるいは、保護者からすると、国民生活センターなどで何か契約トラブルなんかがあったとき、こんな典型的なトラブルのときにどうしたらいいのだろうとかいうようなQ&Aみたいなものがあって、ホームページにも載っており、何かトラブルに巻き込まれた人というのはとりあえずそこを見て、

どのようなすれば良いのかというような見通しが立つというか、それらのために使ったりしているが、例えば家裁のホームページに典型的な「自転車を盗んで事件になってしまったのだけれども、どうしたらいいのか。」というようなところをQ & Aなどで載せていただけると、保護者も見て、自分の子供はどうなるのかなとかいうようなときの一つの安心になると思う。そういう形で市民にどんどん還元していただいたら家庭裁判所はすごく身近な物になると思う。この間、どこが発行されたのかは失念したが、子供が持って帰ってきたリーフレットが、自転車盗とか、あるいはバイク盗というのは犯罪なんですよというので、刑罰とかいっばい書いてあるようなリーフレットを持って帰ってきて、それはそれで本人はかなり衝撃というか、多分軽い気持ちで何か悪いことをしようと思っている子には衝撃を与えるためのものだと思うが、罰しか書いてないので、何かそれだけではなく、その後、どのように更生を図っていくのかなというところも併せて家庭裁判所から発信していただければ、どうすればこの状態から抜け出せるかと思っている子供たちにとってもいい指針になるのではないかと思っている。

◎ 関係機関との役割分担や、どこがどういうことをするのが一番効果的かと

いうことも含めて、それは検討していくべき課題だろうと思う。

○ 先ほどプライバシーの観点の中で、何か事件があると知的障害ということが新聞等報道に出る。知的障害だから事件を起こしたのかというようなことのとらえ方というか、ああいったものはやはり必要なのか。

◎ 決定要旨には入れてないと思う。何らかの発達上の障害とか、そういうことが非行に非常に密接に結びついていて、それで特に軽くするというようなときは入れることはあるかとも思うが、もちろん病名とかも含めて、出さないようにしているのが普通だろうと思う。

(5) 次回の議題

- ◎ 次回の委員会において意見交換していただくテーマについて、何か御意見があれば承りたい。

(特に意見なし)

今後委員からの御提案があれば、それもお聞きして考えさせていただく。

(6) 次回期日

- ◎ 次回期日については、例年どおりであれば、11月頃ということになるが、いかがか。

(特に意見なし)

では、11月頃をめどに、後日、具体的な日程を調整させていただく。